

安定器等・汚染物の特別登録・調整協力割引約款 (北海道事業対象地域内保管者用)

(通則)

第1条 この約款は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）が行う特別登録・調整協力割引について、ポリ塩化ビフェニルを含有した安定器等・汚染物（以下、「安定器等・汚染物」という。）をJESCOで処理する事業者（以下「事業者」という。）が適用を受けることに関し、必要な事項を定めるものです。

(趣旨)

第2条 JESCOは、JESCO北海道事業対象地域における自治体（以下、「自治体」という。）が安定器等・汚染物の計画的処理・適正排出の促進のためJESCOに特別登録・調整協力割引制度の実施を要請する場合、自治体の要請に協力するものとし、事業者が北海道事業対象地域に保管する安定器等・汚染物の情報をJESCOへ事前登録いただくことをもって、処理料金の割引を実施することとします。

(対象安定器等・汚染物)

第3条 安定器等・汚染物の特別登録・調整協力割引（以下、「特別登録」という。）の対象は、事業者が特別登録を適用する自治体の管轄地域に保管する次の安定器等・汚染物（以下「対象安定器等・汚染物」という。）です。

- 一 安定器
- 二 小型電気機器（3kg未満）
- 三 感圧複写紙
- 四 ウェス
- 五 汚泥
- 六 その他の汚染物

2 事業者が、JESCOが行っている搬入荷姿登録あるいは予備登録にすでに登録し、JESCOが安定器等・汚染物搬入荷姿登録確認書あるいは安定器等・汚染物予備登録確認書を交付した安定器等・汚染物は、JESCOが別途定める特別登録・調整協力割引への移行申込手続を行うことにより対象となります。ただし、移行申込の時点ですでに事業者がJESCOとの間で当該対象安定器等・汚染物に関して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託契約を締結していた場合を除きます。

(特別登録の申込方法)

第4条 特別登録の申込は、次条に定める登録期間内に、特別登録を受けようとする事業者がこの約款に定める事項を承諾のうえ、「安定器等・汚染物登録調査票記入要領」に従って、「特別登録申込書（搬入荷姿登録）」、「搬入荷姿登録調査票（安定器等・汚染物）」、「保管場所・対象の安定器等・汚染物及び重量実測の写真」（以下合わせて「申込書等」という。）を作成し、郵送等により申し込むものとします。

2 「搬入荷姿登録」とは、前条の対象安定器等・汚染物の内、別冊「安定器等・汚染物登録調査票記入要領」に記載された「受入を行う品目」が「受入可能な容器」又は「指定容器」に収納されたもので、JESCOへの搬入時に荷姿を変更する必要がないものについて、保管事業者がJESCOに登録するものです。前項の搬入荷姿登録調査票は、その登録方法の様式です。

(特別登録の受付期間)

第5条 特別登録は、別表1に定める特別登録受付期間内にJESCOに申込があり（宅配便の場合は特別登録受付最終日到着まで、郵送のうち、消印が押印されている場合は、特別登録受付最終日の消印まで有効とします。（なお、料金別納や料金後納等、消印が押印されない場合は、宅配便の場合と同等とします）、特別登録証が交付された対象の安定器等・汚染物について適用されます。

(申込書の取扱い)

第6条 申込書等の記入が正しく行われなかった場合や、必要書類が添付されていない場合には、申込が受け付けられないことがあります。

2 対象安定器等・汚染物以外の申込や、申込書等に不備があった場合については、JESCOから第4条の申込をした事業者（以下「申込者」という。）にその旨を連絡しますので、すみやかに申込書等の変更等を書面により行ってください。

3 提出された申込書等は、返却いたしません。

(特別登録料の支払い)

第7条 JESCOは申込書等に記載された安定器等・汚染物の容器個数を基に特別登録料を算出し、申込者に請求書に

より請求するものとし、申込者は請求書の支払期限までに、特別登録料の支払いを振込みにより行ってください。

- 2 特別登録料は、ドラム缶1缶あたり2,000円、ペール缶1缶あたり1,000円となります。上記料金は、いずれも消費税込みの料金となります。
- 3 特別登録料に係る振込手数料は申込者の負担といたします。
- 4 特別登録証の交付後は、特別登録料の返金はいたしません。
- 5 特別登録料の入金が支払期限までに確認できなかった場合、JESCOは「安定器等・汚染物特別登録証」を交付せず割引の適用はいたしません。この場合申込まれた対象の安定器等・汚染物は割引のない搬入荷姿登録の対象として登録され、JESCOは「安定器等・汚染物搬入荷姿登録確認書」を交付します。
- 6 特別登録料入金後に、第10条第3項に基づく搬入荷姿登録の保管容器を変更した場合は、特別登録料の差額を申し受けます。

(特別登録証の交付)

- 第8条 JESCOは、特別登録料の入金確認後、速やかに「安定器等・汚染物特別登録証」を郵送により交付します。
- 2 申込者は、前項で交付した「安定器等・汚染物特別登録証」の受領後、特別登録の内容を確認し、誤りがある場合は、JESCOに申し出てください。
 - 3 「安定器等・汚染物特別登録証」は割引を受ける際に必要となりますので、申込者は大切に保管してください。

(割引の適用)

- 第9条 JESCOは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託契約の締結時において適用される料金表等から算出される処理料金を3%割引します。

(登録事項の変更等)

- 第10条 申込者は、氏名、住所、電話番号、保管場所、廃棄物情報(台数、総重量等)等の登録事項に変更があった場合は、速やかに書面により届け出てください。
- 2 申込者が登録事項の変更を届け出なかった場合には、特別登録の適用の全部又は一部が停止されることがあります。
 - 3 申込者が搬入荷姿登録の容器を変更する場合は、第5条に記載の受付期間内又はドラム缶からペール缶へ変更する場合に限り、これ以外で容器を変更した場合には、特別登録の適用が失効されます。

(登録の取下げ又は取消)

- 第11条 申込者は、特別登録の登録を取り下げ、又は取り消そうとするときは、これを所定の書面により通知してください。この場合、既に支払われた特別登録料の返金は行いません。

(約款の変更について)

- 第12条 JESCOは約款を変更する場合があります。約款が変更された後の安定器等・汚染物の特別登録・調整協力割引登録制度の運用については、変更後の約款に基づくものとします。
- 2 JESCOは本約款を変更した場合は、変更の都度JESCOのホームページ上で掲載するものとします。

(機密保持)

- 第13条 JESCOは、特別登録への申込により得られた事業者等の情報について、国及び管轄地方自治体に提供する等、PCB廃棄物の適正な処理の推進に係る業務の目的に使用することがありますが、この目的以外には使用しないことを約します。

附則 この約款は、令和4年4月1日から実施します。

別表1 北海道事業対象地域の特別登録受付期間

道県	特別登録受付期間	備考
青森県	令和4年4月1日～令和4年9月30日	